

企画競争説明書

業務名称：イラン国地震対策分野における情報収集・確認調査（企画競争）

案件番号：180509

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月12日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2018年12月12日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：イラン国地震対策分野における情報収集・確認調査(企画競争)

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款難型：

(○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

() 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定)：2019年2月下旬～2019年8月下旬

4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：2018年12月19日（水）12時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：2018年12月25日（火）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：2018年12月28日（金）12時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ４部
見積書 正１部 写 １部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- １）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- ２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- ３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき
- ４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- ５）虚偽の内容が記載されているとき
- ６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- １）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ２）以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

【旅費（航空賃）の本見積りに伴う取扱いについて

本契約においては、旅費（航空券）を本見積りに入れて頂くこととしています。このため、契約の履行に際しては、旅費（航空賃）について、以下のとおりの取扱いとなりますので、ご留意願います。

- 1) 旅費（航空賃）を別見積りとした場合と同様に、契約で合意された航空賃単価、渡航回数、航空券クラス、渡航経路、航空会社の範囲内で手配することを原則とし、証拠書類に基づく実費精算とする。
- 2) 渡航回数の増加が必要な場合であって、他の直接経費から流用が可能な場合は、打合簿による増加を認める。また、契約金額の増額が必要と認められる場合、契約変更を検討する。
- 3) 「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定によらず、旅費（航空賃）についても、打合簿に基づく他の直接経費の費目（中分類）への流用を認める。
- 4) 一方、契約約款第14条第5項第1号（航空賃増額の際の契約金額を超えた精算）は適用しない。

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) IRR 1 = 0.002697 円
- b) US\$ 1 = 113.385000 円
- c) EUR 1 = 129.024000 円

5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任／地震・防災

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 1.75 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

(○) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年1月25日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加算*
- ⑤価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

13 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：地震対策分野に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（業務主任／地震・防災）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

a) 類似業務の経験：地震対策分野の体制整備に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：イラン 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者1】

業務従事者は想定していません。

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

() プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価表

別紙

イラン国地震対策分野における情報収集・確認調査（企画競争）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(50.00)	
<small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 <small>業務主任者／地震・防災</small>	(50.00)	()
ア) 類似業務の経験	20.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	5.00	
ウ) 語学力	8.00	
エ) 業務主任者等としての経験	10.00	
オ) その他学位、資格等	7.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第3 業務の目的・内容に関する事項】

1. 業務の背景

イランは世界有数の地震多発国であり、地震リスクの軽減に高い関心が寄せられてきた。2003年には大統領が「自然災害影響の軽減に関する国家委員会基本法」を公布し、自然災害対策を強化する方針を示したほか、「第6次経済社会文化開発計画（2017～2021）」では、建築基準の順守、地震観測網の拡充等を通じた地震リスク緩和のための研究を強化する方針を示した。

このような状況を踏まえ、イランでは広範囲にわたり地震動のモニタリングが行われているほか、地震に関する研究活動も活発に行われてきた。特に、テヘラン市は人口800万人を超える世界でも最大規模の都市の一つであるが、地震多発地域に位置し、約150年周期で大地震が発生している。テヘラン市の人口は年々増加しており、テヘラン市域の拡大や新たな建築物の建設により地震災害リスクが高まっており、地震に関する研究活動や地震防災対策を積極的に進めている。JICAも、首都テヘラン市においてテヘラン市災害減災管理機構（TDMMO）を協力対象機関とし、「大テヘラン圏地震マイクロゾーニング調査」（1999年～2000年）で地震被害想定、「大テヘラン圏総合地震防災及び管理計画調査」（2002年～2004年）で防災計画策定及び優先プロジェクト選定を行うとともに、2003年のバム地震の対応を踏まえ、「地震後72時間緊急対応計画構築プロジェクト」（2007年～2010年）及び「テヘラン地震災害軽減プロジェクト」（2012年～2015年）において、優先プロジェクトの一部を実施するなど、地震防災分野において継続的に協力を行ってきた。

他方、イランでは、経済制裁の影響により社会インフラの更新が長年停滞しており、関連設備・機材を外国から輸入できなかった影響から、設備・機材の老朽化が進んでいるほか、設備更新も滞っており、地震防災分野の研究や社会実装に影響を与えている。実際に、2017年11月にイラン及びイラクの国境付近でM7.3の地震が発生し、死者400人以上、負傷者7,000人以上に上る大きな被害が生じた。この地震では、被害の大きかった地域にも地震計が設置されていたものの、ネットワーク化が不十分だったために、初期段階においてイランの災害対応当局が被害の大きな地域を的確に把握できず、災害対応のためのリソースを適切に投入できなかったと言われている。

以上のような状況を踏まえ、イラン政府から我が国へ、地震防災分野の研究に必要な機材整備に係る支援に関する要請（有償資金協力）が接到了。しかし、対象となる機材の詳細や研究と社会実装の関係等が明らかではないため、「イラン国地震対策分野における情報収集・確認調査」（以下、「本調査」）を実施し、イランの地震防災分野における研究体制について情報を収集し、イラ

ンの地震防災対策に関する今後のよりよい支援の在り方の検討を行うこととなった。

(参考) 要請のあった機材例

広帯域地震計／加速度計、移動式地震計、重力計、レコーダー、デジタイザ、ラジオモデム及び GPRS モデム、UPS、ソーラーパネル及び蓄電池、ラドン測定器、磁気測定器、サーボ油圧アクチュエーター、免震装置の試験機（圧縮力をかけた状態で水平変位を与える機械）、大規模材料試験装置、データロガー、3次元光学式計測システム、ユニバーサルベアリング、油圧装置、制御システム

2. 業務の概要

(1) 対象地域

テヘラン市

(2) 関係官庁・機関

(a) 政府機関

- ・ 科学研究技術省 (Ministry of Science, Research and Technology : MSRT)
- ・ テヘラン市災害減災管理機構 (Tehran Disaster Mitigation and Management Organization : TDMMO)
- ・ 道路・住宅・都市開発研究センター (Road, Housing & Urban Development Research Center : BHRC)

注) BHRC は、都市、住宅及び都市間交通分野の政策策定を主管する道路・都市開発省の傘下にある研究機関。

(b) 研究機関

- ・ イラン国際地震工学研究所 (International Institute of Earthquake Engineering and Seismology : IIEES)
- ・ テヘラン大学地球物理学研究所 (Institute of Geophysics, University of Tehran : IGUT)
- ・ アミールキャビール工科大学 (Amirkabir University of Technology : AUT)

注 1) IIEES は地震学、地震工学、地震ハザードに関する調査等を行う研究機関。

注 2) IGUT は地震情報の収集・発信を担う研究機関。

注 3) テヘラン大学及びアミールキャビール工科大学はいずれも国立大学

(3) 業務の概要

上記(2)の機関をはじめとする地震防災分野の関係機関、政策制度、支援ニーズ及び他ドナーの支援状況等を整理するとともに、上記1.に記載の

要請機材について情報の収集と整理を行う。また、これら機材の我が国の安全保障貿易管理上の規制に照らした調達可否を調査することを通じて、我が国の資金協力の実現可能性の検討に資する情報を収集する。さらに、我が国の資金協力で機材整備をする場合に、同時に実施すべき技術支援の内容の検討に資する情報を収集し、今後の支援の方向性を調査の中で JICA に提案する。

3. 業務の目的

本調査は、研究機能の向上を通じたイランの地震防災対策体制強化を目指し、支援ニーズの高い機材に係る情報を収集・整理するもの。JICA はこれまでイランの地震防災分野に関し、テヘラン市の応急対応能力を中心に技術協力での支援を継続してきたところ、その範囲を拡大し、基盤となる研究開発能力の向上を図るとともに、その研究及び社会実装の強化を図るために効果的な機材整備のための資金協力の検討に本調査の結果を役立てる。

4. 業務の範囲

本調査は、「3. 業務の目的」を達成するために、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、調査の進捗に応じて「7. 成果品等」に示す報告書等を作成し、相手国関係機関へ説明・協議の上、JICA に提出するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 実施方針

本調査では、イランの地震防災対策に関し、今後の資金協力の可能性の検討に資するよう、先方政府からの要請機材について情報の収集と整理を行うとともに、地震防災対策に関する支援ニーズの高い機材を整理する。資金協力の実現可能性の検討にあたって、我が国の安全保障貿易管理に関する確認を行う。

(2) 留意事項

本調査は2回の現地調査を予定している。それぞれの現地調査に際しては、JICA から官団員並びに地震学分野及び地震工学／耐震工学分野の外部団員を派遣する予定。コンサルタントは、現地調査期間中に官団員及び外部団員と共にイラン側との協議に参加するほか、報告書作成の過程で外部団員と協働することを想定している。

現地調査の団員構成と調査行程（案）は以下のとおり。なお、コンサルタントの調査期間は JICA からの参加団員の調査期間と必ずしも一致しない。

(a) 第1次現地調査

- ・ 団員構成：コンサルタント、JICAからの参加団員（総括、調査企画、地震学、地震工学／耐震工学）
- ・ 調査行程：コンサルタントは3/2～3/15、JICAからの参加団員は3/2～3/15の間で8日間程度

(b) 第2次現地調査

- ・ 団員構成：コンサルタント、JICAからの参加団員（総括、調査企画、地震学、地震工学／耐震工学）
- ・ 調査行程：JICAからの参加団員は8日間程度

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえ、現地及び国内において以下の事項を調査する。

(1) 機材に係る情報収集と整理

- ・ 地震防災分野における、地震観測網の充実、観測データの集約及び分析、分析結果の活用等に必要な機材の情報収集・整理
- ・ 地震工学／耐震工学分野における、部材実験及び振動台実験等に必要な機材の情報収集・整理
- ・ 収集・整理した機材の情報に基づいた概算額の試算
- ・ 安全保障貿易管理の制限下でも実施可能な資金協力の検討に資する情報を収集する（日本などの海外の機器を活用した共同研究、人材育成などの技術協力のニーズを把握し、実現可能性検討に資する情報を収集すること。）
- ・ 上記機材活用に関連する技術協力のニーズ調査

(2) 研究の社会実装を実現するための方策検討に必要な情報の収集・整理

- ・ 地震防災分野の研究の社会実装の道筋を検討するために必要な情報の収集・整理（地震防災分野の研究は観測結果の関係行政機関及び研究機関への共有を通じた連携・協働等、地震工学／耐震工学分野の研究については、イランの構造基準やガイドライン等への反映等を想定しているが、これらに限らず社会実装の具体的な道筋を整理する。）

【第1次国内作業】

- (1) 配布資料及び貸与資料を基に、今回の調査方針及び業務計画を検討し、JICA 中東・欧州部及び JICA イラン事務所と、TV 会議等を通じて協議する。協議の結果を踏まえ、調査方針をインセプション・レポートとしてまとめる。
- (2) 必要に応じ、現地でヒアリングを予定している関係機関に対する質問票

等を作成する。作成した質問票は、JICA イラン事務所を通じて関係機関に事前に配布する。

【第1次現地調査】

(1) 現地調査開始時に、インセプション・レポートの内容について先方政府関係者と協議・確認する。

(2) イランにおける地震防災分野及び地震工学／耐震工学分野の現状と課題を整理する。

- ・ 関連機関の情報収集・整理

上記2.(2)に記載する機関について、情報を収集する(組織概要、業務内容、職員数、予算、設備・機材、各機関同士の関係等)。

注)特に、機材については、既存機材のモデル、性能、用途、経年数、維持管理状況等も確認する。

- ・ 地震防災分野及び地震工学／耐震工学分野の課題分析

- ・ 地震防災の位置づけ、政策、計画

イラン及びテヘラン市において、開発計画及び行政等において、地震防災がどのように位置づけられているか確認する。また、地震防災関連の政策や計画の有無とその内容について情報収集を行う。

- ・ 制度面の課題

関係行政機関のマネートや、地震防災対策に関する行政機関・研究機関間の情報提供・協力に関する法制度を確認し、マネートの重複等の課題がないか分析する。

- ・ 設備・機材面の課題

地震防災分野の研究を実施している機関の研究ニーズ、設備及び機材の状態を確認し、研究ニーズと設備及び機材の現状とのギャップを分析する。

- ・ 研究の社会実装に関する課題

各研究主体における研究成果の共有先等を調査し、研究成果の行政機関等における活用状況及び市民生活への還元状況を確認するとともに、研究成果が行政機関及び市民生活で活用される枠組みができていない場合はこれを課題として取りまとめる。

(3) 研究の社会実装方法をイラン側へ提案し協議する。

日本の事例を紹介するとともに、上記(2)の整理を踏まえ、研究成果の行政機関及び市民生活への還元方法を検討し、イラン側と協議する。

(4) 他ドナーの支援状況の整理

(a) 国際機関(世界銀行、UNDP、イスラム開発銀行等)

(b) 他国の援助機関

【第2次国内作業】

(1) 中間報告

第1次現地調査の結果を JICA 中東・欧州部及び JICA イラン事務所に対して TV 会議等を通じて報告する。

(2) 機材情報の整理及び概算額の試算

第1次現地調査の結果を踏まえ、要請機材の必要性及び妥当性の検証に資する情報を収集するとともに、機材の仕様、参考銘柄（各機材最低1銘柄）を取りまとめ、カタログ等を収集し、概算額を試算する。その上で、当該機材が我が国の安全保障貿易管理との関係でイランに輸出可能なものであるか、必要に応じて関係機関（機材メーカー、経済産業省等）の確認を取り付ける。

注1) 要請機材のうち振動台は既製品ではなく用途に応じて製作するものであるため、振動台に用いることを想定しているサーボ油圧アクチュエーターについては、第1次現地調査で振動台実験に関する先方のニーズを確認し、JICA が別途派遣する地震工学/耐震工学分野の調査団員の助言を受けてコンサルタントが仕様を検討する。

注2) 安全保障貿易管理については、以下のウェブサイトの申請手続きに従い個別許可申請の要否についてコンサルタントが判断する。申請が不要と判断される機材以外については、コンサルタントが経済産業省に確認する。経済産業省へ確認を行う機材の選定については、JICA 中東・欧州部と相談の上決定すること。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

(3) 研究の社会実装方法の検討

第一次現地調査での議論及び上記(2)の整理の結果を踏まえ、イラン側の実情に即した研究の社会実装方法を整理する。

(4) ドラフト・ファイナル・レポートの作成

上記(2)の結果を踏まえ、ドラフト・ファイナル・レポートを作成し、JICA 中東・欧州部の確認を得る。

【第2次現地調査】

要請機材に関し、第2次国内作業での検討結果をイラン側へ説明・協議する。

(1) 第2次国内作業で検討・確認した機材について、ドラフト・ファイナル・レポートを用いてイラン側に説明・協議する。

(2) 研究の社会実装方法をイラン側と協議する(第1次現地調査から継続)。

上記(1)の機材を用いた研究の社会実装の道筋をイラン側へ提案し、理解を得る。

- (3) 地震防災分野の研究機能向上及び社会実装に必要な技術協力案を含む協力の方向性をイラン側と協議する。

【国内整理期間】

- (1) 第2次現地調査の結果を JICA 中東・欧州部及び JICA イラン事務所に對して TV 会議等を通じて報告する。
- (2) 第2次現地調査でのイラン側との協議結果を踏まえ、支援ニーズの高い機材及びその概算額をリストに取りまとめる。
- (3) JICA 中東・欧州部、JICA イラン事務所及び MSRT のコメントを踏まえ、ファイナル・レポートを取りまとめる。

7. 成果品等

(1) 成果品

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、③ファイナル・レポートを成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICA 及び先方関係機関に提出する部数であるため、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。また、各報告書等については、併せて電子データも提出すること。

No.	レポート名	提出期限	部数
①	インセプション・レポート	2019年3月上旬	和文：1部 英文：1部 (簡易製本)
②	ドラフト・ファイナル・レポート	2019年5月中旬	和文：1部 英文：10部 (簡易製本)
③	ファイナル・レポート	2019年7月中旬	和文：4部 英文：10部 (製本) CD-R：3枚

注1) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2014年11月)」を参照する。

注2) 特に記載のないものは全て簡易製本(ホチキス止め可)とする。

簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注3) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書は国際的に通用する英文で作成し、提出前に当該分野の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を必ず受けること。

(2) 収集資料

業務時に収集した資料及びデータは分野別に整理し一覧表を付した上で JICA 中東・欧州部に提出する。

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し業務従事月報を作成し、JICA 中東・欧州部の監督職員又は分任監督職員に提出する。

(4) 議事録等

本調査に関する現地及び国内での協議概要はメモとして取りまとめ、JICA 中東・欧州部に速やかに提出する。

【第4 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

2019年2月下旬から業務を開始し、2019年8月上旬の終了を目処とする。調査行程、各調査報告書作成時期の目処は以下のとおり。

時期	2019年						
月	2	3	4	5	6	7	8
国内作業							
現地作業							
成果品		○		△		▲	

○：インセプション・レポート
 △：ドラフト・ファイナル・レポート（和文・英文）
 ▲：【最終成果品】ファイナル・レポート（和文・英文）
 コンサルタント業務従事月報は毎月提出。

- (1) 2019年2月下旬より業務を開始、3月上旬にインセプション・レポートの提出
 - (2) 2019年3月2日～3月15日にかけて第一次現地調査を実施
 - (3) 2019年5月上旬に中間報告
 - (4) 2019年5月中旬にドラフト・ファイナル・レポートの提出
 - (5) 2019年6月中旬～6月下旬に第二次国内作業を実施
 - (6) 2019年7月中旬にファイナル・レポートを提出、8月上旬業務終了
- 注) 2019年5月5日～6月4日はラマダンのため現地渡航不可。

2. 業務量目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

全体 約3.5M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合はその理由と共にプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付けは目安であり、以下の格付けを超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ・ 業務主任／地震・防災（2号）

- ・ 機材計画

3. 便宜供与

- ・ TV 会議を実施する場合は JICA の TV 会議室を使用することも可能。
- ・ 質問票配布や初回のアポ設定は JICA から行う。

4. 参考資料

(1) 公開資料

- ・ 「地震後 72 時間緊急対応計画構築プロジェクト」終了時評価報告書
http://open_jicareport.jica.go.jp/216/216/216_304_11995149.html
- ・ 「テヘラン地震災害軽減プロジェクト」業務完了報告書
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12252706_01.pdf
- ・ 「大テヘラン圏地震マイクロゾーニング調査」最終報告書要約編
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/11611746_01.pdf
- ・ 「大テヘラン圏総合地震防災及び管理計画調査」最終報告書要約編
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/11788601.pdf

(2) 閲覧資料

- ・ イラン側からの収集資料
連絡先：中東・欧州部中東第二課 渡邊 紗良 Watanabe.Sara@jica.go.jp

5. 現地再委託

本調査において現地再委託は想定していない。

6. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度をまたがる契約（複数年度契約）を締結することとし、年度をまたがる現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 先方関係機関への英文 CV 及び公用旅券番号の通知

イランでは公的機関と現地で面談する際、先方政府に対して入国の 1 か月以上前に英文 CV および簡易スケジュール（面談先含む）を、また入国の 2 週間前までに公用旅券番号をそれぞれ提出する必要がある。CV のフォーマットは別途 JICA から指示するが、上記を考慮して調査日程を組むこと。状況

によっては、契約締結に先立って上記情報が必要となることも想定されるので予め留意すること。なお公用旅券の取得については下記の URL を参照のこと。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/quideline/consultant/ku57pq00000x9ife-att/abr_official_passport.pdf

(3) 安全管理対策

現地作業期間中は安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、JICA イラン事務所、在イラン日本国大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地調査時に安全を確保するため、関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、イランの治安状況、移動手段等について緊密に連絡を取り、安全対策について了解をとるよう留意する。

また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

(4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(5) 適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定している。

以上

